

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**  
項目 **ステップ 2 の振り返り**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、審議事項(3)-4「今後の審議の進め方」についてご意見を伺う前段階として、ステップ 2 に関するこれまでの審議の状況を整理することを目的としている。

## II. これまでの審議の経緯

2. 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ 2 の進め方として、次の目的に沿って今後の基準の開発を行っていくことを提案していた。

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

3. 前項で示すステップ 2 の目的の考え方として、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の予想信用損失モデルを日本基準に取り入れるにあたり、IFRS 第 9 号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定めを明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れることを提案していた。
4. 第 488 回企業会計基準委員会（2022 年 10 月 4 日開催）及び第 188 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 20 日開催）（以下合わせて「第 488 回企業会計基準委員会等」という。）ではステップ 2 の総括を行い、検討が完了した論点と引き続き検討を行う論点の整理を行った。なお、ステップ 2 の総括において、検討が完了した論点における事務局の提案及び主な聞かれた意見については、別紙にまとめている。
5. また、第 488 回企業会計基準委員会等で引き続き検討を行う論点を次のとおり整理し、以降の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において審議してきた。

- (1) 追加的な検討が必要とされた論点
    - ① 信用リスクを見積る期間（予想存続期間が1年未満の取扱い）
    - ② マネジメント・オーバーレイ
  - (2) 実効金利法による償却原価に関連する定めを取扱いと相互に関連しているため引き続き検討することとした論点
    - ① 貨幣の時間価値の考慮
    - ② 債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討
    - ③ 信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法
  - (3) 実務の適用に資する規範性の無い教育文書等の内容について具体的に検討を進めるとした論点
    - ① 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
    - ② 将来予測情報の考慮
    - ③ 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
6. 本資料では、前項で示した引き続き検討を行う論点について、第488回企業会計基準委員会等以降に行った審議におけるASBJ事務局の提案及び企業会計基準委員会で聞かれた主な意見を整理している。

### **III. 各論点に関するASBJ事務局の提案及び聞かれた意見**

#### **追加的な検討が必要とされた論点**

##### **（信用リスクを見積る期間（予想存続期間が1年未満の取扱い））**

7. IFRS第9号B5.5.43項では、信用リスクを見積る期間について、金融商品の予想存続期間が1年未満である場合にはそれより短い期間とされているが、金融機関では1年未満のデフォルト・リスク等に関する実績データを保有していないこと等から第488回企業会計基準委員会等では、予想存続期間が1年未満の取扱いについて追加的な検討が必要とされていた。

8. 前項の取扱いについて、第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）及び第 189 回金融商品専門委員会（2022 年 10 月 20 日開催）（以下合わせて「第 490 回企業会計基準委員会等」という。）では、予想存続期間が 1 年未満の取扱いに関する IFRS 第 9 号の定めを原則として取り入れつつ、例外として 1 年未満の場合には見積期間を 1 年とすることをオプションとして認めることを提案した。
9. 前項の提案について、企業会計基準委員会では特段異論は聞かれなかった。

#### **（マネジメント・オーバーレイ）**

10. 第 482 回企業会計基準委員会（2022 年 6 月 29 日開催）及び第 183 回金融商品専門委員会（2022 年 6 月 28 日開催）の将来予測情報の考慮に関する審議では、定量モデル等によって取り込みきれないと考えられるリスク要因を経営者の定性的な判断により織り込むこと（マネジメント・オーバーレイ）について、基準の定めとして取り込むか否かは改めて検討を行う予定としていた。
11. 第 490 回企業会計基準委員会等において、マネジメント・オーバーレイは、IFRS 第 9 号では定義されておらず、将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関する IFRS 第 9 号の定めを全体的に理解すれば、適切な形でマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることが読み取れると考えられるため、将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることを前提として、マネジメント・オーバーレイについて特段の記載を行わないことを提案した。
12. 前項の提案について、企業会計基準委員会では特段異論は聞かれなかった。

#### **実効金利法による償却原価に関連する定めを取扱いと相互に関連しているため引き続き検討することとした論点**

13. 第 488 回企業会計基準委員会等では、本資料第 5 項(2)の論点について、実効金利法による償却原価の測定等の IFRS 第 9 号の分類及び測定に関する規定並びに各論点間で関連性があることから、全体的に整合的となることに留意しつつ検討することとしていた。

#### **（IFRS 第 9 号の分類に関する論点への対応）**

14. 第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）及び第 192 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 21 日開催）では、金融資産の分類について IFRS 第 9 号の定めを取り入れた場合は、金融商品の管理手法や会計処理への影響が甚大になり、利害関係者の理解を得ることができない可能性があると考えられることから、金融

商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等<sup>1</sup>における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うことを提案した。

15. 企業会計基準委員会では、主に、今回のプロジェクトのスケジュール等を考慮し、前項の提案に賛成する意見が聞かれた。

#### **(ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点への対応)**

16. 貸付金の測定に関する IFRS 第 9 号の定めである次の論点について、国際的な比較可能性の観点から審議を行った。
  - (1) 引当における貨幣の時間価値の考慮及び実効金利法による償却原価の採用
  - (2) 条件変更及び認識の中止
  - (3) 信用減損資産に係る利息収益の認識

#### **引当における貨幣の時間価値の考慮及び実効金利法による償却原価の採用**

17. 第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）（以下合わせて「第 494 回企業会計基準委員会等」という。）では、引当における貨幣の時間価値の考慮は、予想信用損失の測定に関する原則の 1 つであり、タイミングが異なるキャッシュ・フローを統合的に取り扱うという考え方は多くの会計基準において採用されているため、貨幣の時間価値の考慮を採用しないことを国際的に説明することは困難であり、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることを提案した。
18. また、第 494 回企業会計基準委員会等では、予想信用損失の計算過程において引当における貨幣の時間価値の考慮と実効金利法による償却原価とは不可分の関係にあり、減損の対象となる貸付金の測定として IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価に関する定めを採用することを提案した。
19. この点に関連して、2018 年 8 月公表の「金融商品に関する会計基準の開発についての意見募集」に寄せられたコメントやその後の審議において、金融商品に関する手数料の取扱いについては、実務上の負荷も踏まえて慎重に検討すべきといった意見

---

<sup>1</sup> 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

が聞かれたことから、第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）及び第 196 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 28 日開催）（以下合わせて「第 497 回企業会計基準委員会等<sup>2</sup>」という。）では、実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第 9 号の定めを原則として取り入れつつ、次のオプションを設けることを提案した。

(1) 以下の条件を満たす場合、手数料を実効金利に含めず、収益認識会計基準等<sup>3</sup>に準じて、手数料に対応する役務を別個の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識することを提案した。

① 特定の役務に対する手数料であることが明確である。

② 設定された手数料の料金に対応する役務との関係で合理的である<sup>4</sup>。

(2) さらに、手数料を実効金利の調整には含めず、貸付金の会計処理とは区分して、当該手数料を同種の契約とグルーピングして予想存続期間にわたり級数法等の合理的な方法により認識することができるとするオプションを設けることを提案したが、第 497 回企業会計基準委員会等での審議を踏まえ、これは重要性も踏まえた実務対応の範疇であるとして、教育文書に記載することを提案した。

20. また、第 497 回企業会計基準委員会等では、ステップ 2 において国際的な比較可能性を確保することを重視し、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の償却原価の償却方法については、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れ、定額法を適用するオプションを設けないことを再提案した。なお、債券に対する償却原価の償却方法について、合わせて提案を行った（本日の審議事項(3)-3 ステップ 3 の振り返りを参照。）。

21. 本資料第 17 項から第 20 項の事務局提案について、企業会計基準委員会では主に次の意見が聞かれた。

(1) 国際的な比較可能性の観点から、原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れた

---

<sup>2</sup> 第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）及び第 194 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 31 日開催）において当該オプションを提案し、第 497 回企業会計基準委員会等において再提案を行っている。

<sup>3</sup> 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）

<sup>4</sup> 「手数料に対応する貸付金の金利水準を調整するものではない」ことは②の考慮要素の 1 つであることについて、当該考慮要素の考え方と共に結論の背景等に記載することを合わせて提案した。

上で、金融商品の手数料に関する取扱いについて例外処理を導入するという事務局提案の方向性には賛成する。

- (2) 金融商品の手数料に関する取扱いについては、実務のばらつきを十分に防げるか懸念があり、何らかの例示や事例に基づく検討を行わないと現状の要件がうまく機能するか判断できないため、賛成とも反対とも言えない。
- (3) 利息法は償却原価の考え方で非常に親和性が高く、それ以外の方法を採用することの理屈も見出し難い。利用者の観点では、国際的な比較可能性が高まることについて期待しており、事務局の提案を支持する。
- (4) 実効金利についてステップ4でステップ2と異なる取扱いを設けることは想定しにくいいため、ステップ4の取り入れ方の組み合わせについても並行して検討すべきである。
- (5) 貨幣の時間価値の考慮について異論はないが、償却原価の採用及び実効金利については実務上の困難性が高いことから、コストに見合うメリットがあるか慎重に検討すべきである。

#### **条件変更及び認識の中止**

22. 国際会計基準審議会（IASB）は IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するためのプロジェクトを予定しており、現時点で IFRS 第 9 号の定めを取り入れたとしても、将来において日本基準を再度見直すことが必要となる可能性がある。このため、第 497 回企業会計基準委員会等では、当面の間、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないことを提案した。
23. 前項の提案に関して、企業会計基準委員会では特段異論は聞かれなかった。

#### **信用減損資産に係る利息収益の認識**

24. 第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）及び第 197 回金融商品専門委員会（2023 年 3 月 14 日開催）（以下合わせて「第 498 回企業会計基準委員会等」という。）では、引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS 第 9 号における償却原価の採用及び利率（実効金利の算定等）に係る審議の状況、及び IFRS 第 9 号と異なる考え方である日本基準の現行の定めを国際的に説明していくことは困難であることから、ステップ 2 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識については、IFRS 第 9 号の定めを取り入れ、未収利息を不計上とするオプションは設けないことを提案した。



25. 前項の提案に関して、企業会計基準委員会では主に次の意見が聞かれている。
- (1) 信用リスクが高まった貸付金に対して利息収益を認識することの有用性に関して疑問を感じるが、利息収益と予想信用損失が総額又は純額のいずれとして表示されるかに帰着する議論でもあり、国際的な整合性を確保するステップ2の目的に照らし、異なる取扱いを設ける理屈はないと考えられることから、事務局の提案に同意する。
  - (2) 国際的な比較可能性を考慮するという事務局の分析は理解できるが、事務局の提案は、現行の金融監督上の考え方や税務上の取扱いとは異なっている。この点、監督当局との連携をお願いしたい。また、既存の自己査定の枠組みの変更を伴うことから、企業への負担にも配慮する必要がある。

**実務適用に資する規範性の無い教育文書等の内容について具体的に検討を進めるとした論点**

26. 本資料第5項(3)の論点について、教育文書の内容に関する具体的な事務局提案はまだ行っていない。

**ディスカッション・ポイント**

ステップ2の振り返りについてご意見を伺いたい

以 上

**別 紙****第 488 回企業会計基準委員会等のステップ 2 の総括で検討が完了したとした論点**

1. 第 488 回企業会計基準委員会等のステップ 2 の総括で検討が完了した論点（本資料第 5 項参照）とした次の論点について ASBJ 事務局の提案及び主な聞かれた意見を再掲している。

- (1) 債務不履行（デフォルト）の定義
- (2) 信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮
- (3) 監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮

**債務不履行（デフォルト）の定義****（ASBJ 事務局の提案）**

2. IFRS 第 9 号における定めをそのまま取り入れ、会計基準上ではデフォルトの定義を行わず企業が信用リスク管理で用いている定義を用いるものとするが、首尾一貫性を確保するため、バックストップとして 90 日以上の延滞を債務不履行とみなす反証可能な推定規定を設ける。

**（主な聞かれた意見）**

3. ステップ 2 では IFRS 第 9 号における定めをそのまま取り入れるという事務局提案に賛成する（第 479 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 17 日開催）及び第 180 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催））。

**信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮****（ASBJ 事務局の提案）**

4. 信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定時における担保の考慮に関して、IFRS 第 9 号の定めを追加又は変更は行わない。

**（主な聞かれた意見）**

5. 日本の銀行の債務者区分においては、担保の有無を反映しておらず、SICR の判定に担保の有無を勘案すると却って複雑性が増すことから、本論点について特段の対応を行わないとする事務局案に賛成する（第 486 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 6 日開催）及び第 186 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 22 日開催））。



## 別 紙

## 監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮

## (ASBJ 事務局の提案)

6. 原則として監督当局等から公表されたガイダンスは取り込まないこととするが、IFRS 第 9 号の柔軟性を確認するガイダンスについては基準の理解を深め、実務上の困難性を軽減する可能性があることから結論の背景等で何らかの形で触れることを検討する。

## (主な聞かれた意見)

7. 監督当局等から示されたガイダンスは、それぞれ発出された目的や位置づけが異なり、日本に馴染むとも限らないことから、会計基準に関するもの以外は取り込まないとの事務局案に賛成する(第 487 回企業会計基準委員会(2022 年 9 月 21 日開催)及び第 187 回金融商品専門委員会(2022 年 9 月 7 日開催))。
8. 実務の一貫性確保による企業間の比較可能性の向上に資するのであれば、IFRS 第 9 号の柔軟性を確認するガイダンスについて、結論の背景等で何らかの形で触れるとの事務局案には賛成する(第 487 回企業会計基準委員会(2022 年 9 月 21 日開催)及び第 187 回金融商品専門委員会(2022 年 9 月 7 日開催))。

## 別紙

[表] これまでの審議の状況

(ステップ2)

項番	論点	
	企業会計基準委員会	金融商品専門委員会
特段の異論が聞かれなかったことから、審議を完了することとした論点		
1	債務不履行（デフォルト）の定義	
	第479回（2022年5月17日）	第180回（2022年5月9日）
2	信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮	
	第486回（2022年9月6日）	第186回（2022年8月22日）
3	監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮	
	第487回（2022年9月21日）	第187回（2022年9月7日）
追加的な検討が必要とされた論点		
4	信用リスクを見積る期間	
	第481回（2022年6月15日）	第182回（2022年6月13日）
	第490回（2022年11月7日）	第189回（2022年10月20日）
5	マネジメント・オーバーレイ	
	第490回（2022年11月7日）	第189回（2022年10月20日）
実効金利法による償却原価に関連する定めを取扱いと相互に関連しているため引き続き検討することとした論点		
6	貨幣の時間価値の考慮	
	第484回（2022年8月1日）	第184回（2022年7月25日）
	第494回（2023年1月17日）	第193回（2023年1月12日）
	第495回（2023年2月7日）	第194回（2023年1月31日）
	第497回（2023年3月8日）	第196回（2023年2月28日）
7	債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討	
	第487回（2022年9月21日）	第187回（2022年9月7日）
	第494回（2023年1月17日）	第193回（2023年1月12日）
8	信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法	
	第486回（2022年9月6日）	第186回（2022年8月22日）
	第498回（2023年3月22日）	第197回（2023年3月14日）
実務適用に資する規範性の無い教育文書等の内容について具体的に検討を進めるとした論点		
9	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定	
	第485回（2022年8月23日）	第185回（2022年8月9日）

**別 紙**

10	将来予測情報の考慮	
	第482回（2022年6月29日）	第183回（2022年6月28日）
11	複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重	
	第480回（2022年5月31日）	第181回（2022年5月25日）

以 上